

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 29. 3. 15 第 193 回国会第 6 号

3 月 15 日（水）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 3 号）

- ・塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、樋口文部科学大臣政務官、堀内厚生労働大臣政務官、馬場厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・堀内照文君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民進、公明、維新 反対一共産）
- ・とかしきなおみ君外 3 名（自民、民進、公明、維新）から提出された附帯決議案について、郡和子君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民進、公明、維新 反対一共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

柚木道義君（民進）

- ・高等森友学園保育園における虐待が疑われる行為が事実であれば、児童虐待防止法上の児童虐待に当たるか。
- ・高等森友学園保育園における児童虐待疑惑について、大阪市の調査結果に応じて、厚生労働省としても必要な措置を講じるべきではないか。
- ・募集時の労働条件を変更した場合の求人者の明示義務規定は労働条件の大幅な変更を助長しかねない旨の上西参考人の意見を踏まえ、必要な措置を講じるべきではないか。

井坂信彦君（民進）

- ・高等森友学園保育園における児童虐待疑惑が事実であれば、長期的かつ組織的な児童虐待の放置を防ぐための法改正が必要ではないか。
- ・募集時の労働条件から変更があることを労働契約締結の直前に求職者に告げても、変更内容を明示したことになるのか。
- ・募集時の労働条件の中でも、固定残業代や裁量労働制の適用の有無など求職者にとって重要な要件については、募集広告での明示等を義務付けることを検討すべきではないか。

大西健介君（民進）

- ・高等森友学園保育園において行われたとされている児童虐待や差別的言動は、厚生労働省の保育所保育指針に反

しているのではないか。

- ・雇用保険の失業等給付に係る国庫負担率を 3 年間引き下げる暫定措置は 3 年後に必ず廃止すると確約できるか、また、そのための財源は確保できるのか、厚生労働大臣に伺いたい。
- ・専門実践教育訓練給付の給付実績が低調な理由をどのように分析し、どのように改善していくのか伺いたい。

山尾志桜里君（民進）

- ・地方単独事業の保育園の利用者を待機児童数の範囲に含めることについて、待機児童数調査検討会において検討が行われるのか伺いたい。
- ・待機児童数調査検討会において、当事者である保護者から直接意見を聴くべきではないか。
- ・親が育児休業制度を利用できる場合は一律に待機児童数に含めないとの考え方に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

岡本充功君（民進）

- ・求人者の不受理となる労働関係法令違反の求人者に該当するか否かの判断は事業所単位でなく企業全体で行うべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・職業紹介事業者に関する情報をインターネット上のサイトに掲載するに当たっては、利用者が検索しやすいよう工夫すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・労働保険特別会計雇用勘定に属する国有財産の売却事例に関し、入札不調による評価額の大幅な下落と落札時の入札者数・入札率は不可解であり、他の事例についても調査すべきではないか。

初 鹿 明 博君（民進）

- ・骨髄移植のドナーに対する雇用保険二事業からの支援及びドナー休暇の法制化を検討すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・プレミアムフライデーの実施により労働者本人の意に反する賃金の減額や有給休暇の取得が行われないよう事業主に徹底すべきではないか。
- ・男性の育児休業取得を促進するため、育児休業を夫婦が交代で取得した場合、後から取得した者の育児休業給付の給付率を100パーセントとすべきではないか。

高 橋 千鶴子君（共産）

- ・時間外労働の上限規制に関する3月13日の労使合意により繁忙期の上限時間を1ヶ月100時間未満とした後も、1ヶ月80時間超の残業など現行の過重労働に関する重点監督の対象を狭めるものではないことを確認したい。
- ・職業紹介事業の許可基準のうち事業所に関する面積要件を廃止すること及び事業所外での事業実施を可能とすることにより、喫茶店等において職業紹介を行っても合法になるのか。
- ・育児・介護休業法の違反状況をみると、育児休業や所定労働時間の短縮措置に関する是正指導件数が多く、職場の理解や協力が進んでいないのではないか。

河 野 正 美君（維新）

- ・雇用調整助成金に関する不正受給の状況を踏まえ、再発防止策を強化するとともに労働局の執行体制を充実させるべきではないか。
- ・平成25年4月に内閣総理大臣から示された「3年間抱っこし放題での職場復帰支援」の取組の成果について伺いたい。
- ・民間職業紹介事業者による医師や看護師の職業紹介が広がり、求人者である病院等の手数料負担が重くなっている実態を改善し、医療現場の医師や看護師に診療報酬が還元されるようにすべきではないか。